(目的)

- 第1条 本要綱は、新型コロナウイルス感染症及び肥料をはじめとする農業資材の価格高騰の影響などを受けている農業者に対し、町が独自に実施する「河南町肥料価格高騰緊急対策支援金(以下「町支援金」という。)」を交付すること(以下「本事業」という。)により、農業者の農業経営への影響を緩和し、経営継続を支援することを目的とする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところに よる。
  - (1) 農業者 耕種農業(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)に定める日本標準産業分類に掲げる小分類011-耕種農業をいう。)を営む者。
  - (2) 府支援金 大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金支給規則(令和4年大阪府規則第72号。以下「府規則」という。)に基づく支援金

(支援対象者)

- 第3条 本事業の支援の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。
  - (1) 府規則第2条第1号に定める「知事が別に定める期間」において、本町に住所を 有する個人であること。
  - (2) 本事業における町支援金受給後においても、引き続き営農を継続する意思があること。
  - (3) 府支援金の支給を受けていること。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び河南町暴力団排除条例(平成25年河南町条例第21号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していないこと。

(町支援金の額)

第4条 町支援金の額は、府支援金の支給又は支給の決定を受けた額の2分の1に相当する額とする。

(町支援金の交付申請)

- 第5条 町支援金の交付を受けようとする支援対象者は、河南町肥料価格高騰緊急対策支援金交付申請書(請求書)(様式第1号)に次の各号に掲げる必要書類を添えて町長に提出しなければならない。
  - (1) 府規則第6条に基づく通知の写し
  - (2) 本人確認書類の写し
- 2 前項の申請は、令和6年3月15日までに行わなければならない。

(町支援金の交付に係る審査等)

- 第6条 町長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、適当と認めたときは予算の範囲内において町支援金の交付を決定し、河南町肥料価格高騰緊急対策支援金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該決定について条件を付することができる。
- 2 町長は、前項の規定に基づく審査の結果、町支援金を交付しないことを決定したとき は、河南町肥料価格高騰緊急対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により当該 申請者に通知するものとする。
- 3 交付に係る審査は、非公開により行う。
- 4 町は、住民税課税等のために利用する目的で保有する情報であって支援対象者に関するものについて、この要綱の施行のために必要な限度においてその保有のために特定された利用の目的以外の目的のために利用することができる。

(町支援金の取り消し)

- 第7条 町長は、前条第1項の規定により、町支援金の交付決定を受けた者(以下「交付 決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取 り消すことができる。
  - (1) この要綱又はこれに基づく町長の指示に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により町支援金の交付を受け又は受けようとしたとき。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、町支援金を交付することが不適当であると認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により町支援金の交付決定を取り消したときは、河南町肥料価格 高騰緊急対策支援金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するも のとする。

(町支援金の返還)

第8条 町長は交付決定後、前条の規定により町支援金の交付決定を取り消した場合において、町支援金を既に交付しているときは、河南町肥料価格高騰緊急対策支援金返還命令書(様式第5号)により、期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることとする。

附則

この要綱は、令和4年11月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。